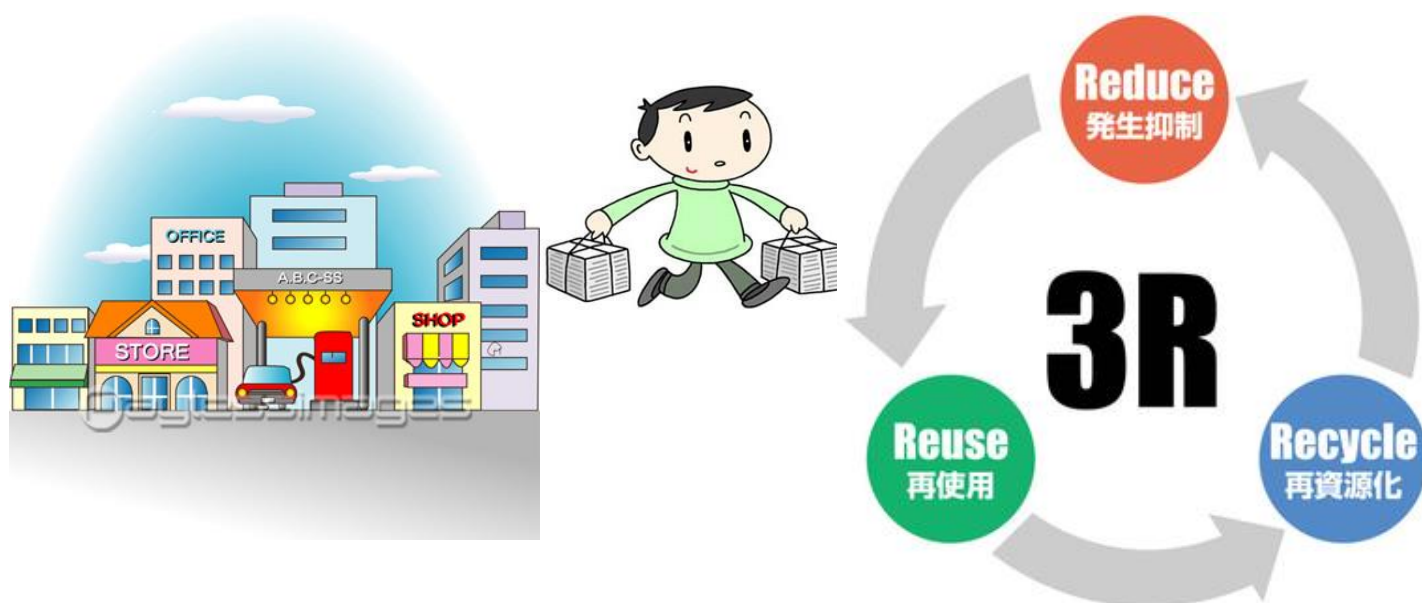


水俣市内の事業所の皆さんへ

事業所ごみ(事業系廃棄物) 適正処理ガイドブック

市民・事業者・行政が一体となって取組む
ゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)のまちづくりに向けて



平成28年10月
水俣市環境クリーンセンター

～はじめに～

循環型社会形成推進基本法を始め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、家電リサイクル法、食品リサイクル法など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルを推進するための法整備が進み、地球環境問題に大きな関心が集まっている今、それぞれの会社やお店が環境問題にどのように取り組んでいるかが、国民、市民の注目を集めています。

このような中であって、水俣市では、水俣病の教訓を活かし、資源やエネルギーの消費を“**できるだけ減らす**”暮らしの中で使うものをムダなく“**できるだけ回す**”自然にすてなければならないごみを“**限りなく減らす**”そして、そのための暮らしやしきみを“**みんなでつくり、支えていく**”ために、平成21年11月に、「ゼロ・ウェイストのまちづくり」宣言を行い、現在、市民、事業者、行政の三者が一体となり、協働で、その実現に向けて取り組んでいます。

本市のごみの2割、中でも可燃ごみについては約3割を占める事業所ごみ。その中にはリサイクルできるものがまだまだ多く、循環型社会の実現のためには、今後、それぞれの会社やお店などで、事業系ごみの排出抑制、適正分別、資源の再生利用、適正処理に向けた更なる取り組みが不可欠です。

この冊子は、事業所ごみの正しい処理や、ごみ減量・リサイクルをより一層進めるためのガイドブックとして作成しました。

ごみの減量とリサイクルへの取り組みを進め、環境にやさしい事業所・お店づくりを実現しましょう。



目次

- 1 事業者の責務……………P1
- 2 廃棄物とは？……………P3～P6
- 3 適正な廃棄物の処理と委託の流れ……………P7
- 4 事業所ごみ・資源物の分け方と出し方…P8
 - (1) 事業系一般廃棄物の処理方法…P9
 - (2) 産業廃棄物の処理方法……………P10
 - (3) 資源物の処理方法……………P11～12
- 5 よくある問合せQ&A……………P13～15
- 6 水俣市一般廃棄物収集運搬・処分許可業者一覧…P16

1 事業者の責務(自己処理責任等)

事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で、**自己処理責任等**が次のように定められています。

☆ポイント①

自己処理責任

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

?「事業活動とは」

事業活動には、建設業や製造業はもとより農林水産業やホテル・旅館、会社の従業員寮、寄宿舎、下宿等の宿泊業、店舗、会社、工場、事務所等における生産、販売、事業管理活動や病院、学校、社会福祉施設等における医療・教育・福祉等のサービス、市役所を始めとする市の施設及び国、県等の官公署における行政サービス、自治会等の地域自治活動等、営利・非営利を問わず、幅広い活動が含まれます。

また、事業者には業種の種類や営利目的の有無、経営形態・規模(法人経営、一人親方等の大工・左官業等の個人事業所等)にかかわらず、全ての者を含みます。

?「自己処理とは」

自己処理とは、排出事業者が自ら廃棄物の処理を適正に行うことをいい、自ら処理できない場合の許可業者への委託処理も含みます。委託処理する場合、廃棄物処理法及び市条例で定める処理基準に従って処理しなければなりません。

?「委託処理とは」

委託処理とは、廃棄物の処理をすることができる許可業者に委託して行うことをいいます。その場合、排出事業者は廃棄物処理法及び市条例で定める委託基準にしたがって委託しなければなりません。

☆ポイント②

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の促進

- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。

☆ポイント③

国・県・市の施策への協力

- ③ 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する国・県及び市の施策に積極的に協力しなければなりません。

家庭ごみとの違い

● 事業所から排出されるごみは、市では収集しません。

事業者(排出者)が、**ごみの区分(産業廃棄物又は一般廃棄物若しくは有価物)ごとに適正に分別し**、それぞれ適正に自己処理するか、ごみの区分(産業廃棄物又は一般廃棄物)ごとに許可を持つ業者へ収集・運搬及び処分を委託してください。

なお、事業系一般廃棄物のうち、可燃ごみについては、許可業者への委託のほか、水俣芦北広域クリーンセンターへ自ら直接搬入することができます。

また、事業所から排出される木製の粗大ごみ及び資源物のうち**従業員の飲食等に伴い生じる空きかん、空きびん、ペットボトル、プラ製容器包装等**の家庭ごみと同一性状の資源物は、市環境クリーンセンターに自ら直接搬入するか、民間処理施設等への直接搬入若しくは再生利用事業者又は資源回収業者へ引き取りを依頼してください。

★ 事業所のごみを各自治会等で設置・管理している可燃ごみ及び資源ごみステーションに出すことは法律違反に当たる場合があります！

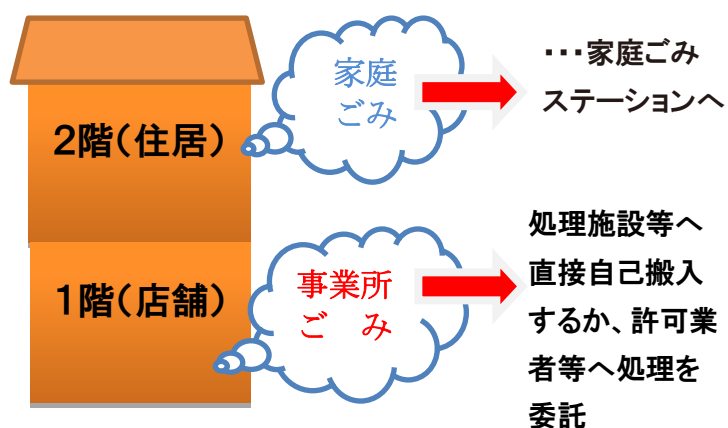
！違反すると、廃棄物処理法第25条、第32条等の規定により以下の罰則が科せられることがあります

5年以下の懲役若しくは1千万円(法人及びその代表者等の場合は3億円)以下の罰金又はその両方が科せられます。

※野焼き(野外焼却)も原則禁止されています！

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその両方が科せられます。

！住居と店舗が同じ建物の中でも、ごみは、別々に処理してください。



ごみがきちんと処理されないと、委託した排出者が責任を問われます！

2 廃棄物とは？

(1) 廃棄物処理法における「廃棄物」の定義

廃棄物処理法第2条第1項(抜粋)

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

(2) 廃棄物の該当性

総合判断説

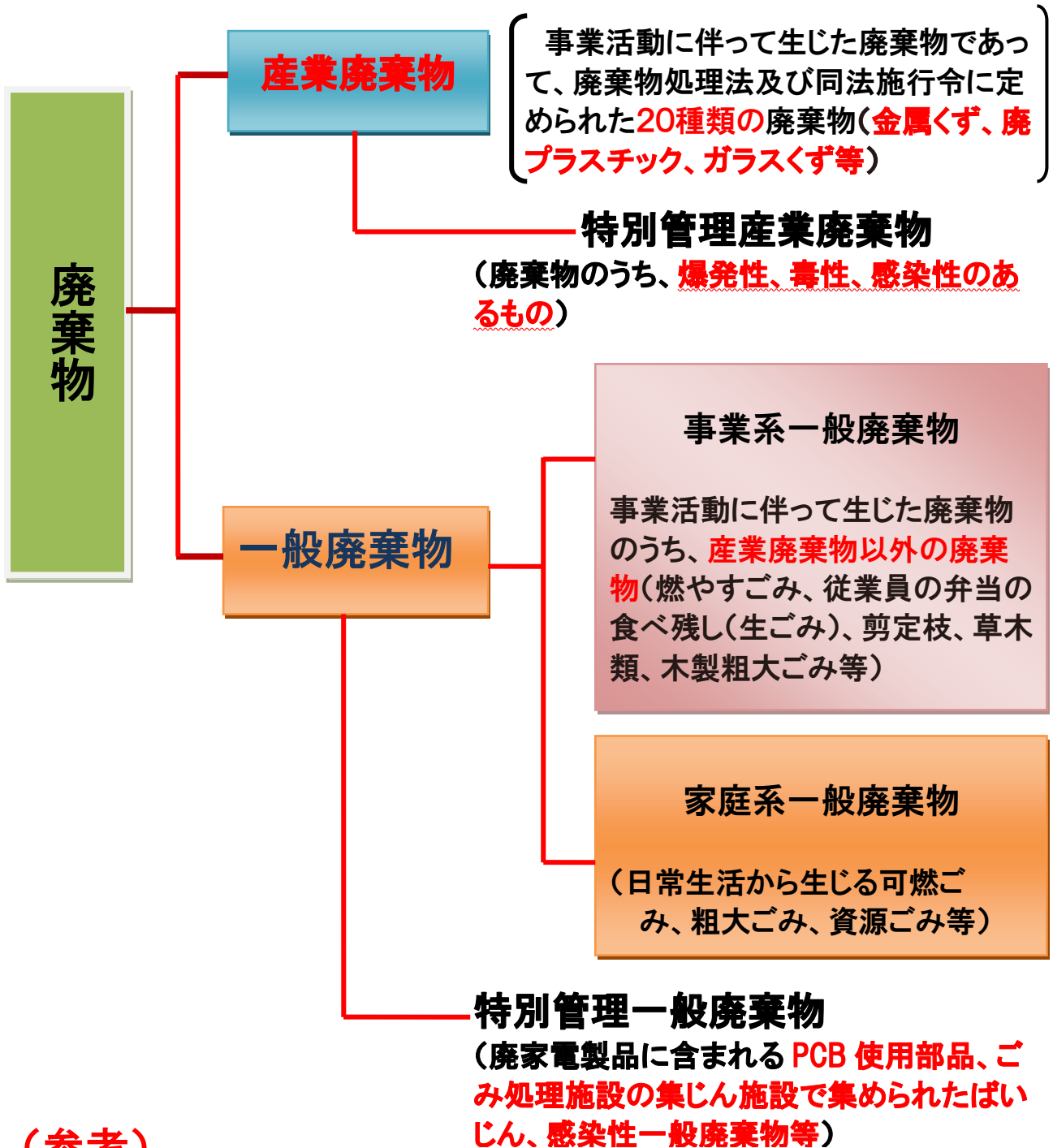
廃棄物＝不要物

- ・占有者が自ら利用できない
- ・他人に有償売却できない → ※不要なものであっても有価で売却できるものは、「廃棄物」ではないため、廃棄物処理法の対象外

廃棄物の該当性の判断＝客観的に観念できるものではなく、次の事項を総合的に勘案すべきもの

- ・物の性状(固体or液状、組成等)
- ・排出の状況(どこからどのようにして排出されるか)
- ・通常の手扱い形態(有価物or廃棄物)
- ・取引価値の有無(有償or無償or逆有償)
- ・占有者の意思(占有者の占有権放棄の意思の有無)

(3) 本市における廃棄物の区分・位置付け



(参考)

特別管理一般廃棄物
特別管理産業廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、**爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物**に指定され、より厳しい基準に従って処理しなければなりません。

詳しくは、市環境クリーンセンターにお問い合わせください。
(問合せ先) TEL 62-4101 FAX 62-4099

(4) 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

① 産業廃棄物とは？

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。(廃棄物処理法第2条第4項第1号、同法施行令第2条)

区分	種類	具体例
すべての事業活動に伴うもの(業種指定なし)	① 燃え殻	石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物など
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの。グリストラップ汚泥、洗車場汚泥など
	③ 廃油	鉱物性廃油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、タールピッチなど
	④ 廃酸	写真定着液、廃硫酸など酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像液、アンモニア廃液、廃ソーダ液などアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロール、PP バンド、食品トレイ、ラップ類、容器包装プラスチック、ペットボトル、スタイロ畳、点滴パック・チューブ、断熱材、収納ケース、ビニール製品、合成繊維くず(カーテン、作業服等)、合成ゴムくず(廃タイヤ含む)、合成皮革など
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず、生ゴム
	⑧ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず又は切削くず、空き缶、スプレー缶、一斗缶、アルミ製品、スチール製品(机、椅子、ロッカー等)など
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず、鏡、空きびん、コップ、茶碗、石膏ボードなど
	⑩ 鉱さい	不良石炭、高炉・平炉・電気炉の残さいなど
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、レンガ、瓦、アスファルト破片など
	⑫ ばいじん	電気集塵機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダストなど
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業【建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの】、パルプ製造業、製紙業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
	⑭ 木くず	建設業【範囲は紙くずと同じ】、木材・木製品製造業、パルプ製造業、物品リース業など、※パレットは業種に関係なくすべて産業廃棄物
	⑮ 繊維くず	建設業【範囲は紙くずと同じ】、繊維工業
	⑯ 動植物性残さ(生ごみ等)	食料品・飲料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜業、食鳥処理場から排出されるもの
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
	⑲ 動物の死体	
⑳ 施行令第2条第13号に定めるもの	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの(例:コンクリート固形化物)	

！複数の素材でできたものも材質により、上の種類を複数含むものとして、産業廃棄物になります。(例:コピー機、ファックス機、電話機、掃除機、CD・DVDプレーヤー、小型家電製品、照明機器、電気コード、電池、傘など)

☆資源としてリサイクル可能なものはリサイクルし、廃棄物を減らしましょう！

② 一般廃棄物とは？

一般廃棄物とは、上記①に掲げる20種類の産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。(廃棄物処理法第2条第2項)

本市では、一般廃棄物の排出抑制、再生利用、再資源化の促進及び適正処理を行うため、廃棄物処理法第6条及び市条例に基づき、「水俣市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画」を定めて、一般廃棄物を更に「**家庭系一般廃棄物(家庭ごみ)**」と「**事業系一般廃棄物(事業所ごみ)**」に区分して、処理することとしています。

③ あわせ産廃とは？

産業廃棄物は事業者が自ら処理(許可業者への委託を含む。)することが原則であり、一般廃棄物処理施設である市の施設等(市環境クリーンセンター及び広域クリーンセンター)では、原則受入れることができません。

しかしながら、市町村の区域内における民間処理施設、最終処分場等の整備状況や中小企業における個別処理の負担軽減等の観点から、当該市町村が必要であると認める場合は、廃棄物処理法第11条第2項の規定により、当該市町村が設置する一般廃棄物処理施設において、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内で、一般廃棄物と併せて、少量の産業廃棄物の処理を行うことが出来ることとされており、これを通称「あわせ産廃」といいます。

この廃棄物処理法第11条第2項の規定は、あくまで、当該市町村において、必要があると認める場合に、当該市町村の判断で市町村の事務として行うことができることを規定したものであり、このため、「あわせ産廃」の実施の有無や受入れる産業廃棄物の種類や量、処理方法等の受入基準は、それぞれの市町村で異なります。

また、市町村が「あわせ産廃」を行う場合には、当該市町村の条例・規則及び「一般廃棄物処理基本計画及び実施計画」に定めて、告示することが必要となりますが、本市では、これまで、「あわせ産廃」の実施について、市の条例・規則及び処理計画等には特に定めていなかったため、今後、「水俣市一般廃棄物処理実施計画」に本市における「あわせ産廃」の実施及び受入れる産業廃棄物の種類等を定めて、住民、関係事業者等へ公表(告示)し、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の適正処理に取り組むこととしています。

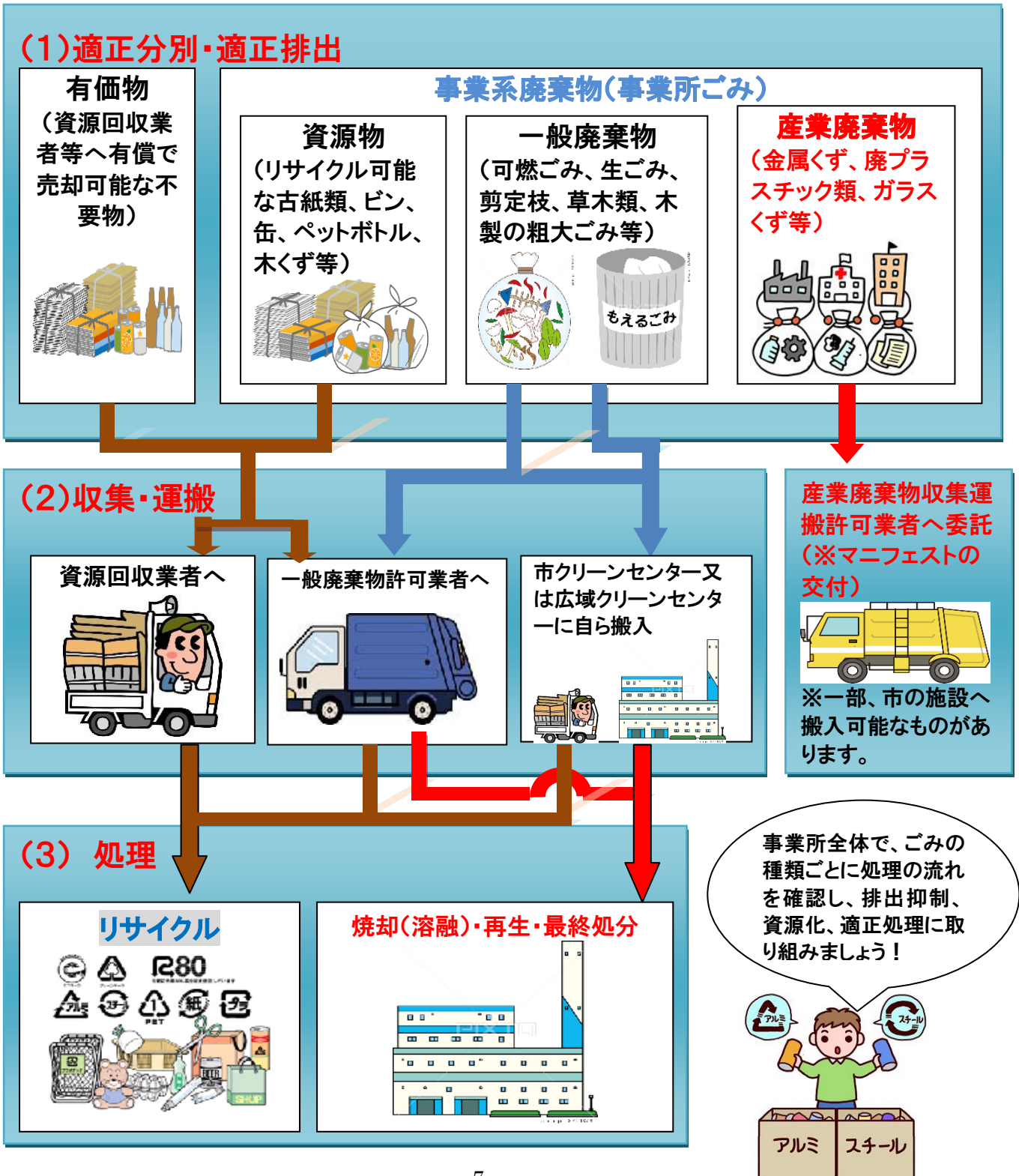
なお、本市における「あわせ産廃」の取扱い等の詳細については、水俣市環境クリーンセンター(TEL62-4101)に直接お問い合わせください。

3 適正な廃棄物の処理と委託の流れ

事業活動に伴い発生したごみは、排出者(事業者)の責任の下、「適正分別・適正排出」→「収集・運搬」→「適正処理」の順で処理しなければなりません。

収集・運搬を許可業者に委託する場合にあっても、最終的にごみが適正に処理されるまでの責任は、そのごみを排出する事業者が負わなければなりません。

事業所内の分別の徹底とごみの排出抑制、適正処理のために処理の流れを把握しましょう。

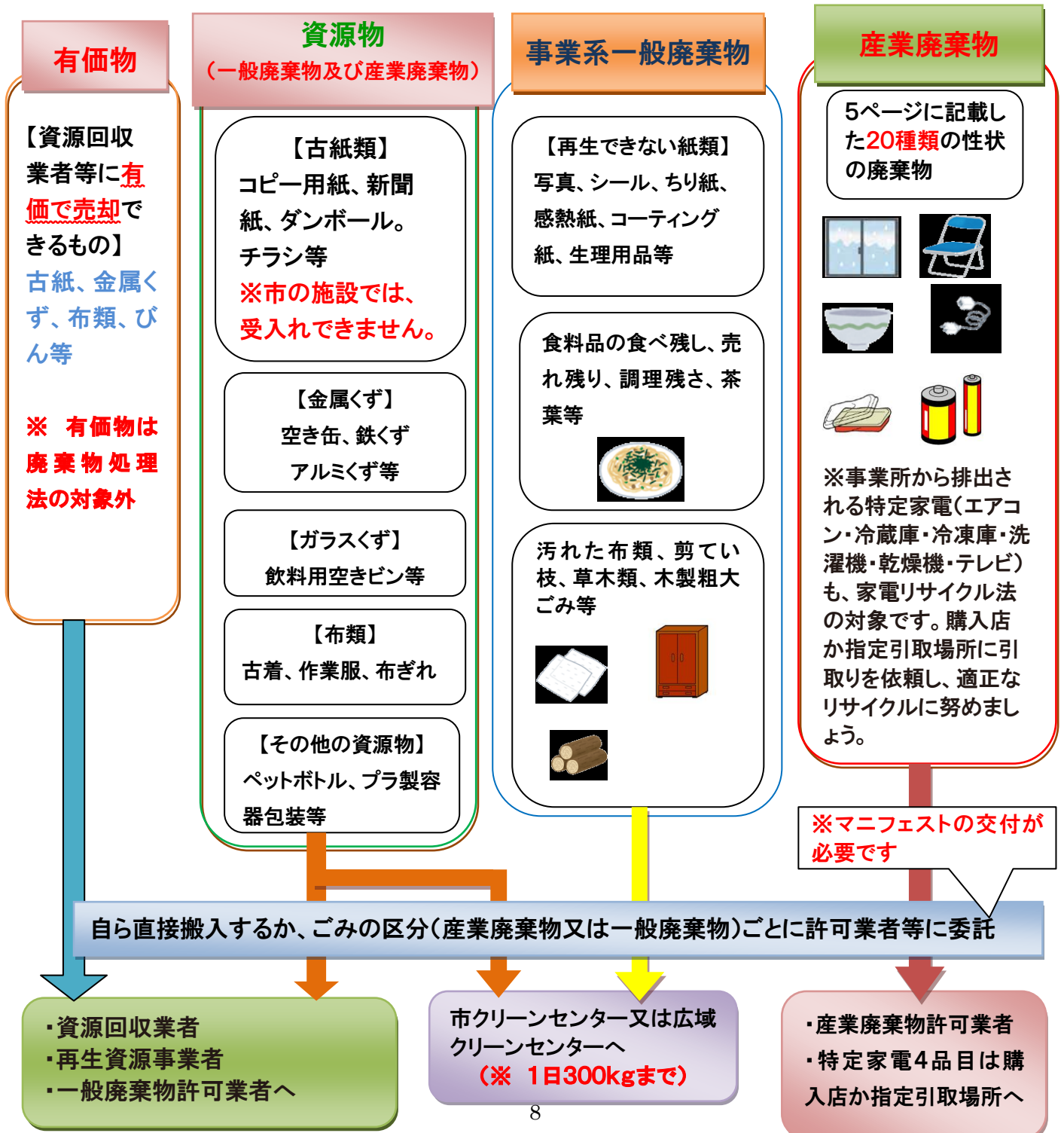


4 事業所ごみ・資源物の分け方と出し方

まずは、減量！排出する前に、有価物として売却できる物や資源物としてリサイクル可能なものがないか、必ず確認しましょう！

食品関連業者は、廃棄物処理法以外のリサイクル関係法令（食品リサイクル法）で食品廃棄物の減量・リサイクルが義務付けられています。

また、特定の業種（5ページ参照）から出る、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ（生ごみ）は産業廃棄物になりますので、産業廃棄物許可業者に委託して適正に処理されるようお願いいたします。



(1) 事業系一般廃棄物の処理方法

① 市の収集運搬許可業者に収集を委託する

市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者以外には、ごみの収集運搬を委託することはできません。ごみの収集運搬を委託する場合は、必ず、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者と契約してください。

- 許可業者と契約をする場合、事前にごみの排出量等を把握しておくことと契約がスムーズです。処理料金や委託契約の手続等の詳細については、直接、許可業者にお問い合わせください。

② 自分で直接、市又は広域の処理施設に持ち込む

水俣市環境クリーンセンター及び水俣芦北広域クリーンセンターは、**一般廃棄物を処理する施設**です。

このため、**市の一般廃棄物処理計画に定める資源物となる産業廃棄物**(家庭ごみと同一の性状を有する資源物で、従業員の飲食に伴い、発生した空きかん、空きびん、弁当がら等のプラ製容器包装)**以外の産業廃棄物は、原則、受け入れることができません。**

また、事業系一般廃棄物でも、法に基づく適正処理困難物及び市の施設で処理が困難なものや感染性、爆発性等の危険物等は受け入れることはできませんので、専門の処理業者へ処理を依頼してください。

市及び広域行政事務組合の処理施設の受入基準等(H28年4月1日現在)

区分	事業系可燃ごみ	事業系資源ごみ	事業系粗大ごみ	手数料
水俣市環境クリーンセンター(資源化施設及び粗大ごみ処理施設)		従業員の飲食に伴い生じた空き缶、空きびん、ペットボトル、プラ製容器包装など	木製の家具(縦横高さがそれぞれ2m以内で、金属・プラスチック等が付いていないもの)	焼却処理を要しないもの1kg当たり3円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額
水俣芦北広域クリーンセンター(可燃ごみ焼却(溶融)施設)	再生できない紙類・繊維くず、はぎれ、剪定枝、草木類等、リサイクルできない一般廃棄物(可燃ごみ)			30kgまでは、300円、30kgを超える場合は、30kgごとに300円を加算して算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額

★ 搬入物検査(展開破袋検査)の実施について

市の施設等(環境クリーンセンター及び広域クリーンセンター)へ搬入される事業系一般廃棄物の中には、**産業廃棄物(主に発泡スチロールやペットボトルなどの廃プラスチック類)や資源化可能な紙類などの搬入不適物の混入**が見受けられることから、これらの搬入を防止するため、搬入物検査を実施します。

検査において搬入不適物が発見された場合、収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理などについて個別訪問指導等を実施します。

(2) 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は、まず適正に保管し、その処理を他者に委託する際は、必ず**事前に書面で**産業廃棄物処理業許可業者と委託契約を結ぶ必要があり、契約どおりに廃棄物が処理されていることを確認するために産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付することが法律で義務付けられています。(※家電リサイクル法に定められた業者(小売業者、製造業者等、指定法人)やこれらの業者から委託を受けた業者に特定家電4品目を引き渡す場合は、マニフェストは必要ありません。ただし、指定引取場所までの収集運搬を産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合は、マニフェストが必要になります。)

また、一般廃棄物と異なり、排出した自治体内で処理するという原則はありません。

※ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、許可の内容が異なりますので、廃棄物の種類に応じて適切に処理業者を選ぶ必要があります。

産業廃棄物の処理の基本的な流れ

① 適正な保管

分別して種類ごとに保管します。関係者以外が立ち入らないよう囲いを設けます。飛散、流出、悪臭の発散や害虫の発生防止のため、必要に応じ容器等を使用しましょう。保管場所には、法令に基づく必要事項を記載した掲示板を設置します。

② 委託処理業者の選定 (収集運搬業者・処分業者)

民間業者のため、料金は各社異なります。事前に見積もりをお願いします。

③ 委託契約を交わす(※口頭ではなく、必ず書面で!)

収集運搬業者・処分業者それぞれと**書面**で契約。許可証で廃棄する産廃を取扱えるか確認しましょう。

④ 廃棄物を引き渡して、マニフェストを交付

排出者が作成して、契約した業者に交付します。

⑤ 処理完了後に返送されるマニフェストのチェック

運搬完了と処分完了を返送されるマニフェストで確認し、処理が完了。

⑥ 保管と報告

A票とB2、D、E票は5年間保管が必要。

年度分のマニフェストの発行枚数や排出量等を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」にまとめ、毎年6月30日までに排出事業場の管轄自治体へ提出。

★ 詳しくは、所管行政庁である**熊本県水俣保健所(TEL63-4104)**か、産業廃棄物処理の業界団体である**(一社)熊本県産業資源循環協会(TEL096-21-3356)**に直接お問い合わせください。

●(一社)熊本県産業資源循環協会ホームページ <http://www.kuma-sanpai.or.jp/>

(3) 資源物の処理方法

一般廃棄物処分業許可業者のほか、専ら再生利用の目的となる古紙、金属くず、空きびん、古繊維は、これらを専門に取り扱う再生資源事業者(リサイクル事業者)にも委託できます。(専門取扱い業者は処分業の許可を必要としていません。)

- 処理を依頼する業者とは、必ず事前に連絡をとり、廃棄するものの種類や分別の内容、回収・持込みの日時を御相談・御確認ください。

※ 品目や引き渡し量、回収・持込み等の条件によって「有料」「無料」「有価で買取」のいずれかとなります。

古紙類のリサイクル

ごみ減量とリサイクルの主役は、紙ごみ！！

事務所から出る多量の紙ごみや、流通業(小売店)の段ボール等は、分別の徹底によって減量効果が大きく見込めます。1kgの紙パックは約5個のトイレットペーパーに再生されます。

一般的な分別は、新聞・チラシ、段ボール、雑誌、OA用紙、紙パック等ですが、分別方法や回収頻度等は業者と相談してください。



■ 禁忌品を取り除きましょう！

【紙以外のもの】

クリップ、ファイル金具、ガムテープ、布ひも、ゴム類、プラスチックセロハン、シール

【再生できない紙】

窓のついた封筒、写真、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、ビニールコート紙、紙コップなどの防水加工紙、油紙、点字用感熱発泡紙など

禁忌品が混ざると、再生された紙に悪影響を及ぼし、製品として使用できなくなります。紙のリサイクルを進めるうえで、みなさんの協力が必要不可欠です。ぜひ、御協力ください。

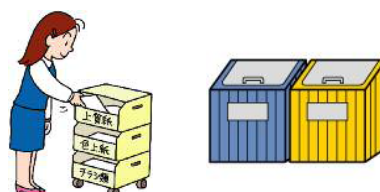
● 回収ボックスで効率の良い分別を！

- ① 利用しやすくスペースを取らないこと！

簡単に古紙の出し入れができることが重要ですが、特に回収作業が簡単なものを選びましょう。

- ② 職場の雰囲気にも合うこと

機能性だけなら、段ボールも使えます！



■ 受入れ先

市内の一般廃棄物収集運搬許可業者及び民間の古紙回収業者になります。事前に各業者へ御相談ください。

※ 広域クリーンセンター(焼却施設)では、資源化できる古紙類は、原則、受入れできません。また、市環境クリーンセンター(資源化施設)でも、少量排出事業所(1日100kg以下)以外の事業所から排出される古紙類は、原則、受入れできません。

生ごみのリサイクル



事業系ごみの中で紙類に次いで多いのが、食品廃棄物(生ごみ)です。

下のポイントを参考に、食品廃棄物の減量にぜひ取り組んでください。

生ごみは、生ごみ以外の一般廃棄物(可燃ごみ)と分別して排出することで、飼料や肥料の原料として、リサイクルも可能になります。

ご存知ですか？

「3010(さんまる・いちまる)」運動
食事や宴会の席などで、**最初の30分**
と**最後の10分**は席に戻って料理を楽
しみ、家庭や飲食店などでの食べ残し
(食品ロス)を削減しようという取組み
で、長野県松本市で始まり、現在、全
国の多くの自治体に広がっています

ポイント 1

発生を抑制する

食材管理の徹底や使い切りを心がけ、タイムサービスセール、小盛メニュー、バラ売りの導入など、無駄をなくし、食品ロスの削減に取り組みましょう。

ポイント 2

水切りを徹底する

食品廃棄物の8割余りは水分です。水切りを徹底することで、大幅に減量でき、処理費用の削減につながります。

ポイント 3

再生利用する

飼料化・堆肥化等のリサイクルを行う処分業者に委託しましょう。

キエーロ(生ごみ処理器)や業務用の生ごみ処理機を導入し、資源化するなどの方法もあります。

容器包装、食器、楊枝その他の異物や再生利用に適さない食品廃棄物を適切に分別して排出することが大切です。

ポイント 4

リサイクルの環

安定したリサイクルのため、関係機関や取引先等との連携を図り、食品廃棄物を原料とした飼料や肥料を利用して生産された農畜産物の利用やお客様(消費者等)との連携による飲食店等における「30・10運動」の導入等、資源循環型の事業運営に取り組みましょう。

※ 食料品製造業、医薬品・香料製造業等から発生する場合は産業廃棄物となるため、市の施設では受け入れできません。産業廃棄物許可業者又は食品リサイクル法に基づく再生利用事業者に委託して適正な処理をしてください。

● 食品リサイクル法登録再生利用事業者 (株)吉永商会 TEL0966-63-6272

● 産業廃棄物(動植物性残さ)及び一般廃棄物(生ごみ)の処理(肥料製造)許可業者
環境総合技術センター(株) TEL 63-0110

★ 食品リサイクル法

● 責務:食品廃棄物の発生抑制・再生利用・減量に努めることが義務づけられており、リサイクル等の実施率目標が定められています。

● 対象:食品関連事業者(食品製造・加工業、食品卸売・小売店、飲食店業その他食事提供事業者) 例…食品工場、八百屋、百貨店、スーパー、食堂、ホテル、旅館、結婚式場など
食品リサイクル法に関する詳しいことは、下記までお問い合わせください。

九州農政局食品企業課食品リサイクル係(熊本地方合同庁舎A棟) TEL096-211-9111

よくある問い合わせ(Q&A)

Q1

うちは、ごみが、ひと月に買い物袋1つ程度しか出ない。少量なら、近くの家庭ごみステーションに出してもいいの？

A1

ごみ量が少なくても家庭ごみステーションには出せません。処理施設へ直接、自己搬入するか、収集運搬許可業者と契約することになります。

Q2

許可業者へ委託する場合の契約料金って決まっているの？

A2

収集量や回数、事業所の場所などの条件によって変わってきます。また、業者によっても異なります。詳しくは収集運搬業者に御相談ください。

Q3

産業廃棄物と一般廃棄物の違いがよく分かりません。

A3

例えば、生ごみを例にとると、レストランや事務所から出る生ごみや茶がらは事業所ごみ(一般廃棄物)ですが、食品製造業から出る生ごみは産業廃棄物となるなど業種によっても異なります。(5ページ参照)

廃棄物の種類によっても収集や処理などが違いますので、詳しくは市環境クリーンセンター(TEL 62-4101)にお問い合わせください。

Q4

事務所でいらなくなったスチール製の机やロッカーなどはどう処理したらいいの？

A4

スチール製の不要物は、専ら再生利用の目的となる金属くずであり、有価で再生利用事業者等に売却できる場合や再使用可能なものであれば、**水俣・津奈木シルバー人材センターの「もったいないリサイクルBOX事業」**の利用や民間のリサイクルショップでも引き取る場合もありますので、各業者に直接お問い合わせください。

また、壊れていて再使用できない場合及び有価物として売却できない場合は、スチール製の机等の金属くずは、業種指定がない産業廃棄物となるため、産業廃棄物の収集運搬許可業者か、金属くず等の専ら物のみを再生利用することを業としている再生利用業者に委託して適正に処理してください。

Q5

コンビニエンスストアの店頭回収ボックスで回収された廃棄物は産業廃棄物か？

A5

有価物とならないものについては、**ペットボトル、空き缶、プラスチックごみ**は、**産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず)**に該当し、コンビニエンスストアが排出事業者となります。紙ごみについては、**事業系一般廃棄物**です。

Q6

容器包装リサイクル法が、平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行されているが、ケーキ・菓子等の製造小売業で、製品や商品の製造過程や販売等の事業活動に伴い発生するプラ製容器包装も容器包装リサイクル法の対象となるのか？
また、上記のように事業活動に伴い生じたプラ製容器包装は、一般廃棄物の資源化施設である市環境クリーンセンターに持ち込むことは可能か？

A6

平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行された「**容器包装リサイクル法**(以下「**容リ法**」という。)」の対象となるプラ製容器包装とは、中味が「商品」であるプラ製の容器包装が対象で、消費者が中身の商品消費後に、分離されて不要となるもののうち、**家庭から排出され、市町村が回収するものが対象となります。**

したがって、飲食店や工場、商店等で、**事業活動(製品や商品等の製造や販売過程等)で消費され、廃棄されるプラ製の容器や包装物は、容リ法の対象外です。**

これらの事業活動から生じるプラ製容器包装は、**業種指定のない産業廃棄物**になりますので、**事業者自らの責任において産業廃棄物許可業者に委託し、適正処理する必要があります。**ただし、**従業員の飲食に伴い生じる、弁当がら、お菓子の容器包装プラなど、家庭ごみ(資源ごみ)と同一性状のプラ製容器包装に限り、市の施設(環境クリーンセンター)に事業系資源物として持ち込むことができます。**

Q7

H25年4月から新たに小型家電リサイクル法が施行されたが、事業所で使用済みの小型家電(デジカメ、携帯電話機など)は、どう処理したらいいの？

A7

使用済みになった家電のリサイクルは、これまで、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機といった家電4品目については「家電リサイクル法」に基づいて進められてきました。これらに続き、H25年4月から新たに始まった「小型家電リサイクル法」は、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機、時計、炊飯器や電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、これまでの法律で対象となっていなかったほぼすべての家電を対象として、リサイクルを進めていくための法律です。事業者が、使用済み小型家電を排出する場合には、認定事業者等に引き渡してリサイクルに努めることが事業者の責務として規定されています。また、その際には、廃棄物処理法第12条第5項及び第6項、第12条の3等の規定を遵守して委託する必要があり、マニフェストの交付が必要になります。詳しくは、次の認定事業者に直接お問い合わせください。

★本市近郊の認定事業者 **アクトビーリサイクリング(株)** TEL63-3300
水俣市塩浜町278-6

Q8

かまぼこ、竹輪などの水産練製品を製造し、自社店頭で小売しているが、この場合、商品の売れ残りや調理残さの生ごみは、一般廃棄物か、産業廃棄物か？

A8

生ごみのうち、産業廃棄物に該当するものは、日本標準産業分類で飲食料品製造業等に分類される一部の業種の事業所(特定事業所)から排出される生ごみです。

貴事業所の場合、食品(水産練製品)を、自社店頭での販売用に製造しているとのことであり、日本産業分類では、同一場所にある自社の店頭で個人等の一般消費者等に小売している事業所は、食品製造業ではなく、食料品小売業に分類されており、パン・菓子製造小売業と同様に特定業種に該当しないため、貴事業所から排出される商品の売れ残りや調理残さ等の生ごみは、一般廃棄物に該当します。(※各事業所の業種については、統計法に基づき国(総務大臣)が定めた「日本標準産業分類(総務省告示)」で御確認ください。)

Q9

飲食店から排出されるごみの減量や処理はどうすればいいのですか。(割り箸や食べ残しが多い)

A9

飲食店は、規模の大小にかかわらず、食品リサイクル法に基づく食品関連事業者となっているため、食品廃棄物の減量化目標等の達成に向けて、食品ロスや食べ残しが発生しないようなメニューやサービスの開発(冷蔵庫の中身のたな卸し等の在庫管理の徹底、MD(マーチャンドライジング=仕入れと品揃え)の工夫や HALF セットメニュー、お客様と連携した「3010運動」やタイムサービスの導入)等による食品ロスの削減、生ごみ等の発生抑制に取り組む必要があります。

これらの取組みを行った上で、発生する生ごみ等の廃棄物については、**本市が現在、各家庭及び小規模事業所等への普及に取り組んでいる生ごみ処理容器(キエーロ)を始め、業務用生ごみ処理機の導入等による自己処理や再生利用事業者への委託等による資源化、再生利用を図るとともに、割り箸などの可燃ごみについては事業系一般廃棄物(可燃ごみ)として適正な処理をお願いします。**

なお、バラ等廃プラスチック等については、産業廃棄物となりますので、産業廃棄物として、許可業者に委託するなど適正な処理をお願いします。

Q10

動植物性残さ(生ごみ)の排出で産業廃棄物となる食料品製造業に該当するケースを教えてください。

A10

食パンの製造、製麺所、水産加工(かまぼこ、干し魚)などの食品の製造や加工を行っている事業者で、日本標準産業分類で食品製造業に分類される事業者が、食品製造業となります。

したがって、これらの食品製造業の事業所から排出される食品廃棄物(製造過程で発生する残渣物、製造失敗物)などは産業廃棄物となりますが、自社の店頭小売のために製造する事業所で、日本標準産業分類で小売業に分類される事業所は、特定事業者には該当しないため、当該事業所から排出される食品廃棄物(製造過程で発生する残渣物、製造不良物)などは、飲食店等の生ごみと同様に一般廃棄物となります。

また、賞味期限、消費期限切れで食品製造業(メーカー等)へ返送された製品については、一般廃棄物となります

Q11

住居兼店舗で電気店を営んでいるが、この場合、ごみの区分はどうすればよいですか? 家庭系と事業系のごみが出ます。

A11

事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物に区分されるものについては、産業廃棄物としての処理が必要になりますので、まずは日常生活から発生する家庭系のごみと、電気店の事業経営(商品の販売や修理、経営管理事務等)で発生する事業系のごみを区分していただき、それぞれを適正な処理ルートで処理していただきますようお願いいたします。

なお、家庭ごみと事業系一般廃棄物(可燃ごみ等)については、適正に分別されたものは、市の施設に自己搬入できますが、**金属や廃プラなどの産業廃棄物は、原則、市の施設には持ち込めない**ので、許可業者に委託して適正に処理してください。

水俣市一般廃棄物許可業者一覧

(参考資料)

(平成28年10月1日現在)

業者名	事務所所在地	電話番号	許可の区分		取扱う主な廃棄物の種類	備考
			収集運搬	処分		
(株)水俣アスコ	水俣市浜松町5番60号	68-2250	○	○	がれき、コンクリートくず、	中間処理(破碎・分級等)
(株)田中商店	水俣市塩浜町188番1	69-2711(びん) 84-9087(紙他)	○	○	資源ごみ全品目(古紙、びん、缶等)	古紙類中間処理(圧縮・梱包等)
外園クリーンサービス	阿久根市赤瀬川892-3	0996-72-2223	○		可燃ごみ、生ごみ	
(資)溝口産業	水俣市山手町1-6-8	62-3726 63-8396	○		可燃ごみ、プラ製容器包装、びん	
(有)オールクリーン	水俣市南福寺7-18	62-0897	○		古紙類	
アクトビーリサイクリング(株)	水俣市塩浜町278-6	62-3300	○		小型家電	
(株)カナザワ	鹿児島県鹿屋市朝日町7-21	0994-41-1717	○		びん、缶	
(株)環境総合技術センター	水俣市古賀町2-12-7	63-0110	○	○	可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ	生ごみ中間処理(堆肥化)
白井商会	水俣市月浦36-1	63-9082	○		可燃ごみ、生ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみ	
吉田ガラス	水俣市平町2-4-7	63-0802	○		家庭ごみ(全般)	
大成ビルサービス(株)	鹿児島市樋之口町11-12	0996-62-3121	○		可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ	
水俣・津奈木シルバー人材センター	水俣市築地9-38	62-1122	○		可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	
吉野電化設備	出水市中央町1666-2	0996-68-0137	○		家電	
南部環境株式会社	水俣市月浦367番地1	63-6144	○		可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ	
便利屋きれい社サービス	水俣市浜町3丁目7番32号	63-0043	○		可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ	
(株)久環	水俣市白浜町9番28号	62-1484	○	○	可燃ごみ、木くず、廃プラスチック、金属くず他	中間処理(破碎・分級・選別)
(株)金本商店	水俣市汐見町1丁目5番39号	63-3001		○	金属くず、ダンボール、廃プラスチック	中間処理(圧縮・梱包)
(株)美保商会	葦北郡芦北町田浦11番地10	87-2131	○		可燃ごみ	

●家電リサイクル法に基づく特定家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の指定引取場所 白井商会(水俣市月浦36-1) TEL63-9082

●使用済小型家電リサイクル法に基づく小型家電(携帯電話、デジカメ等)認定事業者及びパソコンリサイクル資源化施設 アクトビーリサイクリング(株)(水俣市塩浜町278-6) TEL62-3300



事業系廃棄物(事業所ごみ)に関する御質問、御意見等、
お気軽にお問い合わせください!

〒867-0062 水俣市築地9番40号
水俣市環境クリーンセンター
Tel 0966-62-4101 fax 0966-62-4099